

福島県景観アドバイザー設置運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福島県景観条例（平成10年福島県条例第13号。以下「条例」という。）の円滑、適正な運用を図り、県土の景観形成の推進に資するために設置する福島県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委 嘱)

第2条 アドバイザーは、景観形成に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任 期)

第3条 アドバイザーの任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事務を所掌する。
1 県民又は事業者が行う景観形成のための活動に関する助言
2 県が条例に基づき行う届出指導に対する助言
3 県又は市町村が行う公共事業等の景観形成に関する助言
4 市町村が行う景観施策の策定及び実施に関する助言
5 その他景観形成の推進に必要な専門的助言

(依 頼)

第5条 知事は、アドバイザーの助言を必要とする案件が生じた場合は、第2条により委嘱したアドバイザーのうち適当と認める者に対し、当該案件に対する助言を求めるものとする。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、所掌事務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(謝金及び費用弁償)

第7条 アドバイザーが所掌事務に従事した場合は、別に定めるところにより、予算の範囲内において謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

(庶 務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、生活環境部自然保護課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成11年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月12日から施行する。

福島県景観アドバイザー制度実施要領

1 県民、事業者及び市町村に対する助言

- (1) 景観アドバイザーの派遣を希望する者は、知事に「景観アドバイザー派遣申請書」（様式第1号）を提出する。
- (2) 知事は、1により申請があり、必要と認めるときは、派遣する景観アドバイザーを決定し、「景観アドバイザー派遣依頼書」（様式第2号）により景観アドバイザーに依頼するとともに、「景観アドバイザー派遣決定通知書」（様式第3号）により申請者に通知する。
- (3) 景観アドバイザーの派遣を受けた者は、速やかに「景観アドバイザー派遣実績報告書」（様式第4号）を知事に提出する。
- (4) 知事は、景観アドバイザーを派遣した案件の内容等に応じ、必要があると認めるときは、景観アドバイザーの派遣を受けた者に(3)による報告後の状況等に関する報告を求める。
- (5) 景観アドバイザーの派遣は、原則として1つの案件につき2回までとし、1回3名以内とする。

2 県に対する助言

- (1) 知事は、景観アドバイザーの助言を求めようとするときは、「景観アドバイザー助言依頼書」（様式第5号）により依頼する。
- (2) (1)によるほか、前項(1)から(5)までの規定は、生活環境部自然保護課と県の他の機関との間の取扱いに、これを準用する。

3 市町村等との連携

1又は2により「景観アドバイザー派遣申請書」が提出されたときは、知事は、必要に応じ地元市町村及び管轄地方振興局にその旨を連絡する等、関係機関との連携に努める。

4 その他

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

附 則
この要領は、平成11年5月17日から施行する。

附 則
この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年12月12日から施行する。

景観アドバイザー派遣後の状況等の報告に関する事務処理基準（内規）

福島県景観アドバイザー制度実施要領（以下「要領」という。）1の(4)により知事が景観アドバイザーの派遣を受けた者に報告を求める場合の事務処理については、下記によることとする。

記

- 1 自然保護課は、景観アドバイザーを派遣した案件が次のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、景観アドバイザーの派遣を受けた者に対して要領1の(4)の規定による報告を求める。
 - (1) 設計完了、竣工等、事業に一定の進捗が認められたこと。
 - (2) 事業等の中止が決定されたこと。
 - (3) その他派遣時の内容から重大な変更が生じたこと。
 - (4) 以上(1)から(3)までのいずれにも該当せず、派遣を受けた日（引き続き2回の派遣を受けた場合は、2回目に派遣を受けた日）から6月を経過したこと。
- 2 自然保護課は、前項の規定による報告を受けたときには、その内容を速やかに景観アドバイザーに報告するとともに、さらに必要があると認めるときには、その後も引き続き同様の事務処理を行う。
- 3 自然保護課は、前二項の事務が円滑に進むよう、景観アドバイザーの派遣を受けた者に対し、あらかじめ当該事務処理の周知・徹底を図るとともに、必要な台帳管理を行う。
- 4 前三項の規定は、講演会等の事業の継続性の少ない案件で、あらかじめ景観アドバイザーの了承を得て要領1の(4)による報告の必要がないと認められたものについては、これを適用しない。
- 5 この基準は、平成18年10月1日以後に行う景観アドバイザーの派遣から適用する。

ただし、自然保護課は、同日前の派遣についても、派遣を受けた者の協力を得て、この基準と同様の事務処理が行われるよう努めるものとする。

(様式第 1 号)

景観アドバイザー派遣申請書

年 月 日

福島県知事

住所
申請者 氏名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり景観アドバイザーの派遣を申請します。

案件の概要	所在地	
	種 別	(該当するものに○印を記入すること) ・建築物の建築又は工作物の築造 ・景観形成活動 (・住民協定 ・まちづくり事業 ・緑化事業) ・その他 ()
	内容、規模等	
助言依頼事項	希 望 事 項	
	派遣希望日時	年 月 日 () 時 ~ 時
	派遣希望場所	
	備 考	
※受 付 日		年 月 日

添付書類 案件の所在地及び派遣希望場所の位置を示す付近見取図等
記入上の注意 ※印の欄は、記入しないでください。

(様式第 2 号)

景観アドバイザー派遣依頼書

年 月 日

福島県景観アドバイザー
様

福島県生活環境部自然保護課長 印

次のとおりあなたを景観アドバイザーとして派遣したいので、よろしくをお願いします。

案件の概要	申請者住所	(電話)
	申請者氏名	
	所在地	
	内 容	
助言依頼事項	依頼事項	
	助言希望日時	年 月 日 () 時 ~ 時
	助言希望場所	
	備 考	

(事務担当 生活環境部自然保護課 電話 024-521-7251)

(様式第 3 号)

景観アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日

様

福島県生活環境部自然保護課長 印

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり派遣を決定しましたので通知します。

なお、終了後は速やかに別紙「景観アドバイザー派遣実績報告書」に
関係書類を添えて、提出してください。

景観アドバイザー の 氏 名	
派 遣 日 時	年 月 日 () 時 ~ 時
派 遣 場 所	
問 合 せ 先	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県生活環境部自然保護課 電話 024-521-7251、FAX 024-521-7927 電子メール shizen@pref.fukushima.lg.jp
備 考	

(様式第 4 号)

景観アドバイザー派遣実績報告書

年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 号で派遣決定通知がありました景観アドバイザー派遣の実績について、次のとおり報告します。

派遣日時	年 月 日 () 時 ~ 時
派遣場所	
景観アドバイザー の 氏 名	
助 言 内 容	

(様式第 5 号)

景観アドバイザー助言依頼書

年 月 日

福島県景観アドバイザー
様

福島県生活環境部自然保護課長 印

下記の案件について、あなたの御助言をいただきたいので、よろしく
お願いします。

案件の概要	所在地	
	内容	
助言依頼事項	依頼事項	
	助言希望日時	年 月 日 () 時 ~ 時
	助言希望場所	
	備考	

(事務担当 生活環境部自然保護課 電話 024-521-7251)